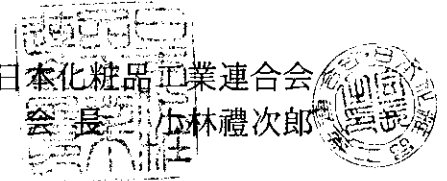


15粧工連第 3号
平成15年4月14日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課長殿

日本化粧品工業連合会
会長 小林禮次郎



化粧品・薬用化粧品等に関する広告表現ガイドラインについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、化粧品業界に対しご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

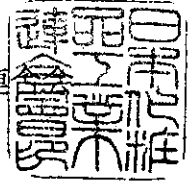
さて、当連合会では、厚生労働省通知「医薬品等適正広告基準」に従い化粧品の広告表現の適正化と向上を図るため、厚生労働省及び都道府県で構成される「全国医薬品等広告監視協議会」の場での意見交換を踏まえ、この度「化粧品・薬用化粧品等に関する広告表現ガイドライン」を作成し、別添のとおり会員各社に本ガイドラインの遵守を要請したところであります。

つきましては、本ガイドライン作成の趣旨をご理解いただき、化粧品業界に対します広告監視指導の際には本ガイドラインのご活用について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

傘下会員各位

日本化粧品工業連



化粧品・薬用化粧品等に関する広告表現ガイドラインについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当連合会では、厚生労働省通知「医薬品等適正広告基準」に従い化粧品の広告表現の適正化と向上を図るため、広告宣伝委員会を設置して会員相互の情報交換等を行うと共に、厚生労働省の指導のもと第三者審査委員（学識経験者）を交えた化粧品広告審査会を設け、当審査会を定期的で開催し、テレビコマーシャル、新聞・雑誌に掲載された広告を対象に「医薬品等適正広告基準」に則った審査を行い、その基準に抵触する疑いのある広告について、改善要請を行う等の活動を行ってまいりました。

しかしながら、化粧品広告審査会での審査の対象とした広告素材の中には、常に問題となる「美白表現」、「愛用者の体験談」、「医薬関係者等の推薦」等があり、これらについては、化粧品業界として広告表現ガイドラインを作成して共通認識を持つべきではないかとの第三者審査委員から指摘を受けております。

このため、広告宣伝委員会に「広告表現ガイドライン検討ワーキング」を設置し、指摘を受けた事項の検討を行うことに致しました。

この度、指摘を受けた事項のうち「美白表現」については、検討ワーキングで案を作成し、厚生労働省及び都道府県で構成される「全国医薬品等広告監視協議会」の場での意見交換を踏まえつつ修正した「薬用化粧品（医薬部外品）における美白表現の範囲」及び「一般化粧品における美白表現の範囲」の広告表現ガイドライン（別添）が4月7日に開催された広告宣伝委員会で承認されました。

つきましては、当連合会の会員はもとより、化粧品に携わる関係者が本ガイドラインを遵守し、化粧品の広告表現の適正化と向上に努められますことをお願い申し上げます。

なお、引き続き「愛用者の体験談」、「医薬関係者等の推薦」等につきましてもガイドラインの作成を進めておりますので、出来上がり次第改めてご連絡申し上げます。

敬 具

化粧品・薬用化粧品等に関する広告表現ガイドライン

平成15年4月 7日
日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会

【本ガイドラインの基本的な考え方】

- ※ 本ガイドラインは、医薬品等適正広告基準に準拠し、化粧品及び薬用化粧品等の持つ製品特性を考慮することにより、表現の範囲をより具体的に補足・解説するものである。
- ※ 本ガイドラインは、現時点での基準等に従い例示するものであって、新規技術の開発による新規効能、作用機序等の解明による新たな表現等の追加を阻害するものではない。
- ※ 本ガイドラインに例示した表現と類似した表現であっても、その適否は広告を構成する全体のニュアンスから判断されるものであり、最終的な判定基準とするものではない。
- ※ 本ガイドラインに示した「認められない表現」の事例は、医薬品等広告監視協議会における協議結果及び都道府県での指導内容並びに日本化粧品工業連合会広告宣伝委員会広告審査会における審査結果を中心に取りまとめたものである。
- ※ 本ガイドラインにおいて「薬用化粧品等」とは、厚生労働大臣が医薬部外品として指定する薬用化粧品の他、化粧品に類似する製品である育毛剤、腋臭防止剤等の医薬部外品も包含するものとする。

1. 薬用化粧品（医薬部外品）における美白表現の範囲

1. 薬用化粧品の美白表現

「美白効果」、「ホワイトニング効果」等は薬事法による承認を受けた効能効果ではない。

従って、これらの文字を使用する場合は一定のルールに従って表現する。

※ 認められる表現の範囲

- ・ 「メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ」又は「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」の承認を受けた効能効果に基づく表現。
（その表現が同義語と解される場合を除き、原則として読み替えは認められない。）
- ・ メーキャップ効果により肌を白くみせる効果に基づく表現。
- ・ 美白・ホワイトニング等の表現は、しぼり表現^(*)を併記すれば認められる。
（*しぼり表現：日焼けによるシミ、ソバカスを防ぐ）

※ 認められない表現の範囲

- ・ 肌本来の色そのものが変化する旨の表現は認められない。
- ・ できてしまったしみ、そばかすをなくす（治療的）表現は認められない。
- ・ 承認効能以外のしみ、色素沈着等に係わる表現は認められない。
- ・ その他、効能効果の保証、最大級的な表現等の医薬品等適正広告基準に抵触する表現

2. 薬用化粧品の美白表現の範囲（具体例）

※ 認められる表現

- ・ メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ
- ・ 美白「*：メラニンの生成を抑え、日焼けによるしみ、そばかすを防ぐ」（*：以下のしぼり表現を併記）

※ 認められない表現

- ・ 肌本来の色そのものが変化する（白くなる）旨の表現。
 - 黒い肌も徐々に白くするホワイトニング効果
 - 使えば使うほど肌が白くなるホワイトニング効果
 - 白の加速、最短12日間で、今いちばん会いたい白に。鏡を見るたび白の実感。その美しい白さが持続します。
 - あれ、肌が白くなった？この時から
 - 肌白くなった、白さ実感
- ・ できてしまったしみ、そばかすをなくす（治療的）表現。
 - できてしまったシミ、ソバカスの美白に
 - ホワイトニング効果でシミ、ソバカス残さない
 - ○○代でできた目の下のシミを、○○代でなくすることができるなんて
 - ○○年間もあったシミがこんなに薄くなるなんて
 - シミ・ソバカス・クスマ・黒ずみにサヨウナラ
- ・ 承認を受けた効能効果以外のしみ・色素沈着に係わる表現
 - 頑固なシミ、老人性斑点を美白
 - ニキビ痕、炎症痕の黒ずみに
 - ニキビ跡の色素沈着を防ぐ
 - ワキの下、ヒジ、ヒザ、乳首やビキニラインのクスマ、黒ずみの美白に
 - 下着、ストッキング跡などによるクスマ、黒ずみの美白に
- ・ 肌質改善をする旨の表現
 - 美白が変われば肌は変わる。
 - シミ・ソバカスの出来にくい肌に
- ・ 効能効果の保証・最大級の表現に該当する表現
 - 結果がみえる美白
 - 結果を感じるホワイトニング
 - 早い人なら○週間で白さの実感
 - シミ・クスマが目立たなくなり美白効果を実感
 - シミが消えない…そんな私たちを満足させるホワイトニング
 - 美白成分が○倍浸透する美白美容液（当社比）
（当社比であっても、数値を例示して比較することは不適當）
 - 美白の概念をくつがえす歴史的美白の誕生です。

→ ○○○は、医薬品と同じレベルの試験により、有効性・安全性が明らかにされ……。 (○○○は有効成分の説明)

→ 美白成分として有効性と安全性を明確に実証

・ 添加剤を有効成分と誤認されるような表現。

→ ○○○美白 (○○○は保湿成分等添加剤の成分名)

→ ○○○配合、新しい美白の誕生です (同 上)

2. 一般化粧品における美白表現の範囲

1. 化粧品の美白表現

「美白効果」、「ホワイトニング効果」等は薬事法で定められた効果効果ではない。

従って、これらの文字は一定のルールに従って使用する。

※ 認められる表現の範囲

- ・ メーキャップ効果により肌を白く見せる旨の表現。

※ 認められない表現の範囲

- ・ 薬用化粧品の効果効能に係わる表現。
(薬用化粧品の美白表現の範囲参照)
- ・ メーキャップ効果である旨が明確でなく、誤認を与える表現。

2. 化粧品の美白表現の範囲 (具体例)

※ 認められる表現

- ・ メーキャップ効果である旨が明確な表現 (事実である場合に限る。)
 - 塗ればお肌がほんのり白く見える美白ファンデーションです
 - シミ、ソバカスをきれいに隠し、お肌を白くみせてくれます
 - お肌のシミを見えにくくする

※ 認められない表現

- ・ 薬用化粧品の効果効能に係わる表現。
 - メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ
- ・ メーキャップ効果である旨が明確でなく、誤認を与える表現。
 - 美白パウダーでシミ、ソバカスが消えてなくなる
 - ・ (「なくなる」の表現が治療的な効果との誤認を与える場合)
 - ファンデーション効果で美白
(メーキャップ効果である旨が明確であれば認められる)
 - ○○○はその美白効果により (○○○は配合成分の説明)